



ドローン撮影申請の流れ

◎ 公園内では申請・許可なく、ドローンの使用はできません。

※ 申請は、企業若しくは団体に限ります。

また、内容によっては、許可できない場合があります

1. 必要書類の提出（FAX またはメールで事前送信）

【提出書類】

- ① 行為許可申請書
- ② 占用許可申請書
- ③ 占用場所がわかる図面（離発着場所及び飛行ルートと距離を明記）
- ④ 企画書（または、要項・概要等、内容のわかるもの）
- ⑤ 国土交通省航空局からの許可証の写し
- ⑥ 第三者損害賠償保険への加入証明の写し

①～③は海浜公園 HP からダウンロードしてください

【送信先：福岡市海浜公園管理事務所】

FAX 番号：092-822-8147

メールアドレス：umippi-mkjb@marizon-kankyo.jp

2. 海浜公園管理事務所（TEL：092-822-8141）への電話連絡

送信していただいた資料を基に、内容や日程等を確認させていただきます。

占用料金等につきましては、計算の上、後日ご連絡させていただきます。

3. 占用料金等のお支払い

撮影開始前（当日でも可）に管理事務所にて行為・占用料金をお支払いください。

※受付は 9:00～17:00 の間（12月29日～1月3日を除く）となります。

4. 行為・占用許可証の発行

撮影当日は、申請書の原本（捺印されたもの）をご持参ください。撮影許可証（腕章）を貸与いたしますので、必ず腕に巻いていただき撮影されてください。

※飛行は日中のみとし、補助者を配置して安全対策をとることを条件といたします。

◎ 料金について

制限行為料	1日につき	6,000円
占 用 料	(発着地点)	$2\text{ m}^2 \times \text{利用場所の料金単価}^{*1} \times 1/2^{*2}$
	(飛行範囲)	飛行範囲 (m) \times 1m (機体幅換算) \times 料金単価 ^{*1} \times 1/2 [*]

※1 土地や水面（砂浜を含む）など、利用場所により料金単価が異なります。

※2 撮影期間が1月あたり15日以内の場合のみ半額となります。

【計算例：砂浜での離発着で水面上を飛行する場合】

■撮影条件		■料金計算方法	
・撮影日数	1日	・制限行為料	$6,000\text{円} \times 1\text{日} = 6,000\text{円}$
・飛行ルート	300m^{*3}	・占用料 (発着地点)	$2\text{ m}^2 \times 110\text{円} \times 1/2 = 110\text{円}$
		(飛行ルート)	$300\text{m} \times 1\text{m} \times 110\text{円} \times 1/2 = 16,500\text{円}$
			合計 22,610円

※3 飛行ルートは、折り返しの距離は換算しません。また、同一ルートを何度も往復する場合も換算距離は300mとなります。

ご不明な点がございましたら、管理事務所にお問い合わせください。